

行財政改革推進計画改定案 主な見直し内容

1 人口推計・財政状況の追加（5P・6P）

(1) 追加内容

行財政改革に関連する基礎的なデータを示すため、次のグラフを追加する。

- ア 将来推計人口（令和5年推計）
- イ 財政調整基金の残高
- ウ 経常収支比率
- エ 一般会計の市債残高

(2) 追加の理由

市の状況を示す基本的なデータを示し、行財政改革の取組の目的と方向性に具体性を持たせる。

財政調整基金の残高の減少や経常収支比率の悪化の状況を見ると、財政の健全化に向けた対策が求められる。これらの数値改善に向けて、行財政改革推進の取組が必要であるとの意識付けを図る。

2 取組概要の削除（9P・11P・16P）

戦略		取組概要	理由
1	多様な主体との連携	市民に開かれた市政の実現に向けた市民参画の幅広い機会の提供	令和4年1月に市民参加型市政の推進に関する指針を定め、運用開始したことにより完了
2	先進技術の駆使	文書の電子化の推進及び電子決裁を含めた文書管理システムの導入	令和5年3月に一般文書の電子決裁を、令和6年4月に財務会計書類の電子決裁を導入したことにより完了
3	先を見た選択とシミュレーション（縮減）	押印義務付け廃止とともに行政文書や行政手続の見直し	令和3年度に押印を求める書類の大部分の押印義務付けを廃止したことにより完了

3 取組概要の新規追加

(1) 処分通知の電子化の推進 (13P)

【戦略2 先進技術の駆使】

<追加の理由>

処分通知とは、市から発出する許可、決定等に係る通知書のこととで、現在は公印を押して紙で通知することを通例としている。電子申請が進んでも、処分通知は紙のままのものが多く、デジタル完結の課題となっている。デジタル完結は、書類を受け取る、渡すといった行動をなくし、生産性を高めるのみならず、郵送費用の削減などの効果が高いことから、この取組を推進する必要がある。

(2) 個別計画等の廃止、統合及び簡素化の推進 (22P)

【戦略3 先を見た選択とシュリンク（縮減）】

<追加の理由>

市が策定する個別計画が74本あり、策定及び進捗管理に相応の事務及び費用が発生しており、負担になっている。政府においても「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）で新規の計画策定等の抑制や既存計画との統合などの原則を示している。これを受けて、策定当時の経緯や社会経済情勢の変化を踏まえつつ、計画等の「廃止」や「統合」、「簡素化」の推進を図る必要がある。

4 取組概要の修正

(1) 他自治体との連携による業務の効率化の推進 (9P)

【戦略1 多様な主体との連携】

ア 修正後

他自治体との広域連携・広域化の推進

イ 修正の理由

広域連携だけでなく、広域化（共同で事務を行う仕組み）も普遍的に行財政改革の取組として適当であるため。

(2) デジタル化に関する取組 (10P・12P)

【戦略2 先進技術の駆使】

ア 修正点

取組概要	修正内容
A I を活用した業務の拡大検討及び効率化・簡素化の推進	当初はA I－O C Rを推進していたが、全庁で生成A Iの利用が可能になるなど、A Iを活用できる分野が広がっているため、取組内容を現在に合った文章に修正する。
R P Aの積極的な導入及び活用	当初はR P Aを推進していたが、既にキントーンなど他のデジタル技術も利用可能になっているため、取組内容を現在に合った文章に修正する。
ペーパーレス化に向けた積極的な業務の見直し	当初は本庁ネットワークの無線化を推進していたが、これは令和5年度で完了したため、紙を使用しない業務プロセスへの転換を図る内容に修正する。

イ 修正の理由

デジタル技術の進展が早く、当初に定められていた取組内容が陳腐化しているため、現況に照らし合わせて適切な内容に修正する必要がある。

5 行財政調査会の廃止

近年、行財政改革の取り組みは、公民連携手法、D X（デジタル化）、個別計画（行政計画）の見直し、働き方改革・人材マネジメント改革など、分野が細分化するとともに、それぞれが専門化してきている。委員は、幅広い分野の知識経験を有する方を選任しているものの、注目される分野の移り変わりも早く、適時に適切な意見が得られるとは限らない状況にある。

このことから、附属機関である調査会は廃止し、市が注力したい分野の専門家に個別に相談・意見照会することで、個々の取組の質を高め、行財政改革の推進を図る。市民目線による意見は、パブリックコメントで補完する。